

アーカイブズにおける展示を通じた歴史像の発信 —埼玉県立文書館の他機関連携展示によせて—

佐藤 美 弥

1 はじめに

本稿は平成28年度から平成30年度にかけて、埼玉県立文書館（以下当館）が開催した展示について報告するとともに、とくに他機関との連携展示に着目しながら、アーカイブズ（公文書や古文書等の文書を保存する施設であり保存される文書そのもの。本稿では主に施設を指してこの語を使用する）における展示の機能、とりわけ収蔵する文書による展示を通じた歴史像の形成と発信について考えてみたい。

アーカイブズにおける展示についてはこれまで、諸法令のなかでアーカイブズにおける展示がどのように根拠づけられているかを検討する研究や、アーカイブズのアイデンティティ形成という問題意識から、アーカイブズにおける展示の独自性を検討する研究などが蓄積されてきた⁽¹⁾。鈴木隆春によれば、公文書館法（昭和62年法律第105号）等の法令上ではアーカイブズにおける利用の形態は閲覧にとどまっていたため、展示がアーカイブズにおける本来業務か否かといった議論が惹起され、他方アーカイブズの「理解者」を拡大する手段としての展示といった議論が展開されたという⁽²⁾。そのような研究史のなかで、公文書管理法（平成21年法律第66号）で特定歴史公文書等の利用の促進の方法として「展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない」ことが規定されたことは、それまでの議論を大きく転回させることとなったといえる。法令上アーカイブズの事業として展示が明確に位置づけられることとなったからである。同法においても特定歴史公文書等の利用は「閲覧又は写しの交付の方法による」と定められているが、展示を含む多様な利用形態が想定されるように

なっている。

そうした状況を背景としつつ、まずはそれぞれの機関が収蔵する文書に接したとき、それを活用するために展示という方法によることでどのような効用を生み出すことができるかという問いについて、当館の事例を手がかりに検討していこう。

これまでの当館の展示については、平成8年度及び9年度に行われた常設展示に関する論文⁽³⁾、当館の展示を事例に文書館における教育普及活動について考察した論文⁽⁴⁾があり、昭和44年（1969）に埼玉県立図書館の一分課として設置されてから平成19年（2007）までの展示事業を概観した記事がある⁽⁵⁾。

以下では、まず当館の展示の位置づけや運営体制について概観し、その後筆者が当館において担当した展示を中心に事業の過程を整理したうえで、上の問いについて考えていくこととしたい。

2 埼玉県立文書館における展示

（1）展示の位置づけ

当館では展示の事業はどのように位置づけられているだろうか。まず法令による規定の側面からみてみよう。当館設置の根拠となる「埼玉県立文書館条例」（昭和50年条例第38号）第2条に当館の業務が規定されている。展示の文言は条文上には現れていないが、「5 文書についての専門的な知識のけいもう普及に関すること」、そして「6 その他文書館の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること」が規定されている。当館設置の目的は第1条で「郷土についての歴史的価値のある文書及び記録並びに県の公文書その他必要な資料（以下「文書という。」）の収集及び管理を行うとともに、これらの活用を図り、

もつて教育、学術及び文化の発展に寄与するため（以下略）」と規定されている。また当館の管理運営に必要な事項を定めた「埼玉県立文書館管理規則」（昭和50年教育委員会規則第12号）では第12条に当館の所掌事務が規定されている。そのなかに「7 文書に関する講習会、研究会、展示会等の開催に関すること」⁽⁶⁾があるが、これはつまり条例第5条あるいは第6条に規定される業務として、設置目的の実現のために「展示会」を開催することが規定されているわけである。なお独立機関となった昭和50年当初の管理規則では、展示会の開催は古文書課の事務として規定されていた。⁽⁷⁾

次に業務における展示の位置づけの実際についてみていこう。平成28年度当初の展示担当職員の打ち合わせでは、展示の目的として「閲覧室の利用を促すための「導入展示」であるという位置づけを念頭に展示資料の構成を考える」という合意が行われている。これは当館の利用の主眼を閲覧室における文書の閲覧に置き、展示その他の教育普及事業を閲覧室の利用へと誘導する手段の一つとして捉える考え方である。あくまでも収蔵文書の閲覧室での利用を促進することが目的であるから、昭和58年の新館への移転後しばらくは実施していたこともあった他機関からの展示資料借用は原則的に行わず、収蔵文書のみにより展示を構成するということである。とはいえ後述するように場合に依じて、展示の目的の設定や展示する文書の選択は様々である。

（2）運営体制

当館の事業運営全体の体制をみると、館長、副館長の下に事業担当として公文書、地図センター、古文書、史料編さんの各担当がある。それぞれ担当の名称に掲げた種類の文書を対象とした諸事業や史料編さん事業を担当している。

史料編さん担当は『新編埼玉県史』の編さんを担当していた知事部局の県民部県史編さん室の業務を平成7年に移管したものである。そのような経緯から当館では『新編埼玉県

史』編さんの過程で作成した編集資料も収蔵し、また現在も史料集『埼玉県史料叢書』の編さん事業を継続している。その意味では当館は編さん機能をもつアーカイブズである。

また担当と別に、各担当に所属する職員が横断的にチームを構成する共通事務がある。閲覧（文書閲覧に関することなど）、保存（文書保存環境の整備に関することなど）、学校連携（出前授業、教員向け研修、博物館実習やインターンシップ等学生・生徒の受け入れに関することなど）、子供事業（子供体験教室に関することなど）、埼玉県地域史料保存活用連絡協議会などの団体に関する事務などがその例であり、展示も共通事務のひとつに位置づけられる。各職員は担当に所属し、その他複数の共通事務を担当している。展示の担当者は現状では各担当に配属されている学芸員が当てられている。

展示計画の立案や展示作業は共通事務の展示担当者全員で協議し、それぞれの展示の企画、準備や実施については主担当者を中心に進めていくこととしている。

この共通事務の担当者による展示事業の運営のメリットは、文書の種類により分割されている各担当から、それぞれの専門分野の担当者をあてることができるという点にある。学芸業務のスキルを有する職員を集約できると同時に各担当の業務の成果を生かすことができ、また共通事務のチームを明確化することで年間の各展示の間の調整を容易にすることができる。一方でこの共通事務のシステムのデメリットとしては、明確なラインがある各担当に比べて、担当横断的に構成されている共通事務のチームでは意思決定の過程が相対的に明瞭でないということが挙げられるだろう。各共通事務の責任者を明確化し、チームでの協議事項を認証する過程が明確になればこうした課題は解決されるだろう。

展示のための施設・設備として、面積約130平方メートルの展示室がある。出入り口は2か所で、壁面及び天井は織物クロス仕上げ、床面は長尺塩化ビニル樹脂シート仕上げであ

る。平成29年度までは、出入り口の側以外の3方向の壁面にケースが作り付けられていた。平成29年度から30年度にかけての大規模改修工事を経て展示室の施設・設備は変更され、作り付けケースは撤去され、可動立ち見ケースに置き換えられた。これにより今後はより可変的な空間利用が可能になると考えられる。そのほかフロアに可動立ち見ケース2台、可動のぞきケースが7台、小型のぞきケースが1台ある。展示室中央部を可動壁で区切り、2分割して使用することも可能である。消火・防犯設備としてハロingas消火設備、監視カメラを設置している。

(3) 展示の現状

さて、すでに述べたように当館では文書閲覧を促す「導入展示」という基本的な位置づけのもとで、常設展示とコーナー展示（収蔵文書や当館の機能の紹介にとどまらないテーマ性を有した展示）を実施してきた。以下ではこれらの展示を概観していこう。

常設展示では「みる・よむ・しらべる」をテーマに各担当が管理する文書と事業についての展示を実施してきた。平成29年度当初の状況をみれば、古文書分野では展示室の2分の1を使用し、武家文書、村方文書など文書の類型ごとに構成し、展示していた。公文書分野では展示室の4分の1を使用し、公文書の内容を紹介するとともに、文書管理の方法の歴史の変遷を説明する展示などを実施していた。地図分野では立ち見ケース2台を使用し、収蔵地図の紹介を実施していた。史料編さん分野ではのぞきケース1台により刊行物の紹介展示を実施していた。これら各担当の文書や事業についての展示のほか、可動壁とのぞきケース3台を使用し、ボランティアが行っている古文書修復に関する展示も行っていた。

このように展示室の4分の3を使用して常設展示を実施し、通例残りの4分の1を使用して「コーナー展示」を実施してきた。年間4回のテーマ展示を開催し、それぞれ公文書担当、地図センター担当、古文書担当、史料

編さん担当の各担当が1本ずつの展示の企画・運営を実施していた。

以上の館内展示室における常設展示及びコーナー展示のほか、館外でのパネル展示も開催してきた。毎年11月14日の県民の日の前後に日程を定めて開催する、県庁内を会場とした当館収蔵文書の写真を用いた写真パネル展示である。当館では県民の日に開催される県庁オープンデーにあわせて、「もんじょ館でアーカイブズ」と称する体験イベントを開催してきた。パネル展示は来庁した県民への文書館イベントへの呼び込みや県庁内外への文書館の収蔵文書や事業の広報を目的とするものであるといえる。

(4) 埼玉県立文書館におけるコーナー展示

次にコーナー展示の状況についてみていくことにしよう。平成29年6月から平成31年3月まで、当館の大規模改修工事のため展示室を閉室しているため、平成28年度から平成29年度当初までの展示の実施状況をみる(表1)⁽⁸⁾。

①・⑤は史料編さん担当による展示である。史料編さん担当では主として収蔵文書を翻刻・刊行する『埼玉県史料叢書』の編さんを行っており、その内容に関連するコーナー展示を実施している。①・⑤のいずれも『埼玉県史料叢書』17～20巻として刊行した、明治19年(1886)に『埼玉県報』を発刊するまでの法令を伝える手段であった「布達」を集成した「埼玉県布達集」に関連した展示である。①は埼玉県第二代県令の白根多助や同時代の埼玉県をテーマにしたもので、展示室の4分の3を使用した構成であった。筆者が担当した⑤は展示室の2分の1を使用した構成となった。これについては次項で詳述したい。

②・⑥は古文書担当による展示であり、いずれも前年度に整理が完結、目録を刊行し、閲覧を開始した文書群のいわばお披露目の展示である。通常のコーナー展示同様、展示室4分の1ほどを使用した構成であった。

③は公文書担当による展示である。明治期から地方自治法制定前までの当館収蔵公文書

は指定名称「埼玉県行政文書」として国の重要文化財に指定されている。つまり公文書であると同時に文化財としての性格も有しているのである。文化財保護法第4条では「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用⁽⁹⁾に努めなければならない」ことが規定されている。国宝・国重文を初めとした文化財の公開は「国民の文化財に親しむ機会を確保し、文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する観点から積極的に推進する必要がある⁽¹⁰⁾」のである。アーカイブズを文化財としてとらえるならば、展示は文化財公開の機能を有しているのである。一方で、国重文は保存のため、上に引用した要項で基準となる公開期間が定められているので、当館では概ね45日間程度の会期を設定している。また国重文公開展以外のコーナー展示では「埼玉県行政文書」原文書は保存の観点から展示せず、画像をパネルにして使用している。

④は地図センター担当による展示で、古文書中の地図も含めて県内城下町の歴史的な変遷を跡づけたものであった。

このようなコーナー展示のための特別な予算措置はなされておらず、展示のための消耗品（パネル等）や調査のための旅費等必要経費は文書館全体の管理運営費のなかから支出

されている。展示の観覧を助けるツールとしてA3判2つ折り黒1色印刷の解説リーフレットや展示資料リストを作成し会場で配布するほか、会期終了後にも閲覧できるように当館ウェブサイトに掲載している。解説リーフレットに掲載できる情報量は十分なものとはいえないので、展示の全体像がわかるようにより充実したかたちで記録を残していくことが課題といえるだろう。

以上のように、当館の展示事業の状況をみてきた。次節では、筆者が担当したコーナー展示の具体的な事例をみていこう。

3 展示を通じた調査研究の進展——「埼玉の県令Ⅱ 吉田清英展」を通じて

（1）企画

前述のように本展は平成29年（2017）3月11日（土）から4月16日（金）まで開催した。通例ではコーナー展示は90日間程度開催することが多い。しかし、6月から大規模改修工事が予定されていたため、37日間の会期設定となった（開館32日）。テーマの設定は前年度末から開催した「第2代県令 白根多助」展に続き、明治前期の埼玉県長官である県令、とくに第3代県令の吉田清英の事績にスポットをあて、合わせて『埼玉県史料叢書』『埼玉県布達集』の広報を企図したものであった。

吉田清英は天保11年（1841）に薩摩藩士の家に生まれ、戊辰戦争時には薩摩藩兵の荷駄

表1 コーナー展示一覧（平成28年3月～平成30年5月）

	展示名称	会期	展示室 入場者数
①	埼玉の県令Ⅰ 第2代県令 白根多助展	平成28年3月1日（火） ～6月5日（日）	1,596人
②	新公開 飯塚家文書－深谷と歩む－	6月7日（火）～10月9日（日）	2,688人
③	重要文化財公開展示 埼玉県庁舎ものがたり ～文書と写真でたどる145年のあゆみ～	10月29日（土）～12月18日（日）	1,372人
④	絵図から地図へ 城下町の近代化 －忍・川越・岩槻－	平成29年1月14日（土） ～3月5日（日）	1,043人
⑤	埼玉の県令Ⅱ 吉田清英展 －県令が見た埼玉の明治－	3月11日（土）～4月16日（金）	613人
⑥	新公開「黒田（小）家文書・諸家文書」展	4月11日（火）～5月31日（水）	911人

方（兵站部門）を担い、山陰道鎮撫総督西園寺公望に随行したのち、北越戦争に転戦した。新政府成立後は鹿児島藩の民政に従事し、明治4年（1871）の府県統合後に東京府へ、明治6年には山形県庄内一揆（ワッパ騒動）への対応のため酒田県に赴任、明治9年に埼玉県権参事となり、以後参事、少書記官、大書記官を歴任し、明治15年に在職のまま病没した前任の白根県令の後任として県令に就任した。¹¹⁾

書記官及び県令だった時期、すなわち明治10年代には、旧入間地域の埼玉県への統合、日本鉄道会社線の敷設、県内幹線道路の建設、茶業・蚕糸業等の振興と規制、衛生政策、秩父事件への対処などの施策を行った。その後、明治19年の地方官官制（勅令第54号）の制定によって、初代県知事となり、明治22年12月の山県有朋内閣の成立に伴う地方官の大更迭で非職となった。また吉田の経歴で特徴的なのは非職後にも県内にとどまり、県北部の本庄町（現本庄市）に邸宅を建設し、蚕糸業の振興に取り組んだことである。大正7年（1918）に没した。

吉田に関しては従来『新編埼玉県史』¹²⁾や『埼玉県行政史』¹³⁾などに記述されてきたが、それらは「埼玉県行政文書」に残る履歴書や在任中の県行政に関する文書を資料に書かれ、埼玉県赴任前の経歴や非職後の動向については解明されていないことも多かった。他方、県立文書館に収蔵され、展示に使用できる文書として、県令・県知事在任時の県の施策を記録した公文書のほか、古文書として収蔵されている家文書のなかに、吉田から白根に宛てられた書状（白根家文書）、吉田県令在任時に県内郡長を務めた人物など関係者に関する古文書（長谷川家文書、中村（宏）家文書、鈴木（庸）家文書など）がある。つまり、吉田の経歴が完全に解明されていないという課題があり、また在任中の県官としての事績は吉田一人に帰属するものとはいえない一方で、古文書等の活用によって同時代の県の施策がどのように地域に受容されたかを明らかにす

ることができそうだということがわかった。

そこで本展示では吉田の生涯を跡づけながら、同時代の埼玉県の歴史について理解できるような展示構成をとることとした。県令就任以前の吉田の動向は館内の資料のみでは明らかにできないので、外部機関での調査を実施することとした。また人物展示においては出生から死没までの情報が期待されることが多く、とりわけ墓所がどこにあるかということへの関心が高い。そのため墓所の位置を調査し、あわせて晩年居住した本庄市のゆかりの土地の現況を調査することとした。

県令就任以前の吉田の動向については、前述のように薩摩藩士としての戊辰戦争への従軍、東京府や酒田県での勤務が知られていたため、戊辰戦争関係、酒田県関係については自治体史の調査から情報を得ることができた。東京府での動向については東京都公文書館での調査によって履歴など新たな情報を得ることができ、あわせて原本の撮影を行うことができた。本庄市での調査では、邸宅の旧地を実見し、調査時点では更地となっていた現況を撮影し、また晩年に吉田が地元の学校に寄贈した月桂樹などを撮影した。

墓所の位置の調査はやや難航した。対象の人物の子孫とのつながりがなければ墓所の特定は難しいが、これまで吉田については文書の寄贈等もなく、容易に知ることはできなかった。先行研究のなかで墓地と墓地内での墓所の位置が示されていたので確認したところ、墓地内での標示が変更されたものか、あるいは記述に誤りがあったためか、あるべき位置には墓所はなかった。そのため墓地の管理事務所にお問い合わせしたところ、御子孫に連絡をとることができた。そして吉田の御子孫と面会することができ、聞き取り調査やこれまで知られていなかった資料の存在が明らかになった。このうち明治11年の明治天皇の東北・北陸巡幸の鹵簿に吉田が供奉した際に使用した乗馬を入手し、天皇に献じた顛末を自身が記した文書で、これまで一般には知られていなかった『献馬ノ記』を特別に出品していた

だき、展示の内容を充実させることができた。またそのほかの史料についても今後、調査を実施する予定である。

このように展示を通して、これまで接点なかった関係者と連絡をとることができ、また新たな文書群の調査や将来的な保存を期待できる結果となったのである。

（2）展示構成と展示文書

以上のような企画段階の調査を経て、展示構成を立案した。構成は「プロローグ —吉田県令の履歴書—」、「エピローグ —吉田県令の記憶—」を置き、間に3つの章を設けた。「プロローグ」で「埼玉県行政文書」に残る吉田の履歴書を提示し、その後の各章で公文書のみならず古文書等も組み合わせながら、履歴書に記された生涯を跡づけ、「エピローグ」で石碑など生前・没後の顕彰や墓所などを提示する構成とした。

解説パネルは縦長の章パネル、A3判の節パネル、A5判の文書キャプションという構造とし、各章ごとにパネルに使用する罫線の色を統一し、章別を明確にした（写真1）。

「I 生い立ちから県令就任まで —薩摩に生まれ、新政府に出仕—」では、「1 戊辰戦争」、「2 新政府の官僚に」、「3 白根県令とともに」、「4 春風号の献上」の節を置き、東京都公文書館での調査で明らかになった吉田の履歴、県令就任前の埼玉県における施策や今回新たに発見された史料『献馬ノ記』などを展示した。合わせて戊辰戦争に関しては外部機関から北越戦争に関する錦絵の写真を借用し、拡大してパネルにするなど単調になりがちな文書展示に奥行きを出すことを意図した。

「II 吉田県政の時代 —様々な課題との格闘—」では、「1 吉田県政点描」、「2 産業の振興」、「3 日本鉄道会社線の開業」、「4 コレラ対策」、「5 秩父事件」、「6 新道の開削」、「7 県庁移転をめぐって」の各節を置き、吉田県政期における代表的な施策を提示した。県が発した「布達」については、国重文の「埼玉県行政文書」中の文書



写真1 「吉田清英展」展示風景（冒頭部分）

は、前述のように基準となる公開期間が定められているため保存の観点から使用せず、家文書（古文書）のなかに残る県から発した布達を展示し、同じく家文書のなかからそれぞれの施策に関する地域の動向がわかる文書展示した。また本章でも錦絵や写真を併用した。

「III シルク産業への貢献 —本庄での余生—」では、吉田と交流のあった人物の家文書に残る書状から県令退任後の動向を明らかにした。合わせて現地調査で撮影した写真で居住地の現況を紹介した。

展示文書の数 は原文書42点、原文書の写真など複製資料40点の82点となった。原文書はすべて古文書であり、国重文の「埼玉県行政文書」や他機関の文書については『献馬ノ記』を例外として、新たに撮影し、あるいは写真を借用してパネルで展示した。前述のように当館の展示では、原則として当館収蔵文書を用いることとしているが、本展示で試みたように写真パネルの活用によって、資料保存や資料借用のリスクやコストに配慮しつつ、奥行きのある展示を実現できる。

以上のように、アーカイブズの史料の価値が個別の文書ではなく、群としての価値にあるのだとすれば、展示を通してその文書群のなかから、そして公文書や古文書の垣根を越えた文書群相互の関係性のなかから、どのような歴史像を形成することができるのかということを視覚的に提示できるということが展示の効用ということになるだろう。

（3）反響と結果

入場者アンケートから反響を探ってみると、

通例の4分の1のスペースから2分の1を使用し出品数を増したことで「いつもの倍で充実していた」というコメントがあった。これに関して「コーナー展示」という名称は実態にあっていないので、「テーマ展示」や「企画展示」といった名称が適切であろうという意見もみられた。また吉田清英という人物を知り、その事績を知ることができたというコメントがあった。これに関して歴代知事の事績が知りたいという要望もあった。そして、広報をもっと積極的に実施したほうがよいという意見も比較的多数みられた。

少ない回答からではあるが、このように常設展示的な展示よりはテーマ性を有した企画展的な、そして量的にも充実した展示を観覧者は期待しているといえそうである。

また会期中には吉田の御子孫にも来館いただけた。文書を展示というかたちで活用することを通して、文書の所蔵者のアーカイブズに対する意識に影響を与えることもできるのである。

以上、コーナー展示「埼玉の県令Ⅱ 吉田清英展」の企画と実施についてふりかえった。ここからわかることは文書の利用促進の方法としての展示を実現するということはもちろんのこと、展示の実施に至る過程を通じて、収蔵文書、他機関や地域に所在する文書に関する調査研究が進展し、新たな歴史像を形成・提示することができるということである。

4 他機関連携展示の効用——埼玉県立歴史と民俗の博物館における「埼玉の人物」と OKEGAWA hon プラス+におけるパネル展示

(1) 大規模改修工事とアウトリーチ

次に当館の展示における他機関との連携についてみていくことにしよう。

すでに述べたように平成29年(2017)6月から平成31年3月まで、埼玉県立文書館は設備の更新を主な目的とする大規模改修工事のため、臨時休館またはサービスを限定した暫定開館(平成29年11月から平成30年10月ま

で)を実施した。そのため、この間展示室も使用できなかった。臨時休館・暫定開館中は古文書整理や史料編さんなどの通常業務を継続しながら、改修工事に伴い発生する収蔵文書の移転等の作業を実施したが、展示を含む教育普及事業は講座室や展示室が使用できないため館内では実施できなかった。

そうしたなかでも利用者サービスを低下させないため、図書館や博物館等の外部機関と連携を図りながらアウトリーチ活動を積極的に展開することが計画された⁽¹⁴⁾。このうち展示については、さいたま市大宮区に所在する県立歴史と民俗の博物館を会場に「埼玉の人物」と題したシリーズ展示などを実施することとなった。また同館での展示のほか、JR桶川駅前に所在する複合ビルにある文化交流施設 OKEGAWA hon プラス+で収蔵文書の画像や解説文で構成したパネルによる展示を開催した。これは同施設を運営する OKEGAWA hon プラス+運営協議会からの依頼によるものであった。

それでは以下に「埼玉の人物」と OKEGAWA hon プラス+での展示について概観していこう。

(2) 埼玉県立歴史と民俗の博物館における「埼玉の人物」

当館の大規模改修工事にあたっては収蔵するほぼ全ての文書を民間企業が運営する保存庫に保管することとしたが、歴史と民俗の博物館での展示に使用する文書は同館の収蔵庫での保管を依頼することとした。

展示の開催にあたっては文書館長から歴史と民俗の博物館長あての展示の共催依頼を出し、承諾を得るという手続きをとった。また実施の段においては当館で起案し決裁した展示資料やパネルのリストを歴史と民俗の博物館に送り、同館の展示替えの起案のなかに含めて決裁を得るという手順をとった。

当館と歴史と民俗の博物館が共催した展示は特別展関連の展示や企画展及び常設展示の一部としての展示であった。

特別展関連の展示は、平成29年度歴史と民

俗の博物館特別展「上杉家の名刀と三十五腰」と連動させて開催した「関東管領上杉氏と埼玉の戦国武将」である。戦国期以降の上杉氏をテーマとした特別展に関連させ、それ以前の上杉氏に着目した展示であった。また平成30年に歴史と民俗の博物館と当館の共催で開催した企画展「古文書 大公開！一みる・よむ・しらべる埼玉」は当館収蔵の中世・近世文書を中心に県内外から出品いただいた古文書で本県古文書の特徴を広く明らかにしたものであった。この展示については担当者が別に論じているので詳細は割愛する⁽⁴⁵⁾。

次に常設展示の一部としての展示について述べる。歴史と民俗の博物館では常設展示のなかで従来から、展示「埼玉の人物」を開催している。常設展示室第9室（近現代）のうち立ち見ケース（高さ2400mm×幅2400mm×奥行き1200mm）2台を用いた展示である。平成29年度及び30年度には、この「埼玉の人物」の展示を文書館が担当することとなった。もともと常設展示室の歴史展示のなかで開催されていた展示で、主として近世・近代の人物をテーマにし、歴史学を専門とする学芸員が担当することが多い展示であり、以前から文書館収蔵文書を使用することも多かったので、文書館の学芸員が担当することは適していたのである。

平成29年度から30年度にかけての「埼玉の



写真2 「七名社の人々」 展示風景

人物」の実施状況は表2のようであった⁽⁴⁶⁾。筆者はこのうち①及び④を担当した。

①は当館で開催した前述の「埼玉の県令Ⅱ吉田清英展」のエッセンスを展示したものである。会期中には歴史と民俗の博物館主催歴史民俗講座「県令が見た埼玉県の明治—吉田清英を中心に—」（平成29年7月1日開催、講師筆者）も開催した。

④は平成26年度に筆者が歴史と民俗の博物館在籍時に企画・運営を担当した企画展「埼玉の自由民権」の成果のうち、県内で結成された民権結社のなかから、とくに埼玉県最初の結社といわれる七名社に着目し、当館収蔵文書によりその活動と社員のその後について調査を加え、展示したものである（写真2）。

表2に示した入場者数は、歴史と民俗の博物館の常設展示室に入場した観覧者の数である。歴史と民俗の博物館の常設展示は10の展

表2 「埼玉の人物」一覧（平成29年4月～平成31年4月）

	展示名称	会期	常設展示 入場者数
①	第三代県令 吉田清英	平成29年4月25日（火） ～7月23日（日）	7,002人
②	川越の篤志家 奥貫友山	7月25日（火）～10月22日（日）	7,116人
③	鉢形城主 北条氏邦	10月24日（火） ～平成30年1月21日（日）	3,419人
④	埼玉県最初の民権結社 七名社の人々	1月23日（火）～4月22日（日）	9,106人
⑤	本庄宿の豪商 戸谷半兵衛	4月24日（火）～7月22日（日）	6,800人
⑥	文明開化の先駆者 清水卯三郎	7月24日（火）～10月21日（日）	10,332人
⑦	農村の国学者 井上淑蔭と林信海	10月23日（火） ～平成31年1月20日（日）	10,715人
⑧	蓮田出身の政治家・実業家 飯野喜四郎	1月22日（火） ～4月21日（日）※予定	-

示室からなり考古、古代から現代までの歴史、民俗、美術を含む大規模なものである。すべての入場者が「埼玉の人物」を観覧するわけではないし、また展示期間の長短はあるが、当館におけるコーナー展示の入場者数(表1)と比較すればより多くの観覧者を見込むことができるといえる。

観覧者数の大小だけで展示を評価できるわけではないが、当館収蔵文書がより多くの人の目に触れることができる機会が創出され、とりわけ文書館利用者層とは異なる層にリーチできる可能性が生まれた取り組みであったといえよう。また歴史と民俗の博物館の常設展示のなかに位置づけられることで当館収蔵文書と博物館資料による歴史・文化の叙述との関係が生まれたことも連携展示の副産物であったといえよう。

(3) OKEGAWA hon プラス+におけるパネル展示

OKEGAWA hon プラス+はJR桶川駅西口駅前に所在するショッピングセンターおけがわメイン3階にある「図書館と大型書店を融合した文化交流施設」である。同施設は桶川市第五次総合振興計画に基づき、株式会社新都市ライフホールディングスが運営するおけがわメインをリニューアルし設置した施設である。大手書店で図書館や教育に関する業務を幅広く手がける企業である丸善雄松堂株式会社によって、施設の空間づくりや「地域、教育機関と連携した教育、文化・芸術、科学等に関する企画・イベント」の開催が行われている⁽¹⁷⁾。また同社の関係会社の株式会社図書館流通センター(TRC)が指定管理者として桶川市立駅西口図書館を運営し、同じく関係会社の株式会社丸善ジュンク堂書店による丸善桶川店、カフェ等の店舗が設置された複合施設となっている。図書館と書店に隣接して共有スペースが設置され、イベントが開催されている。

当館が平成29年度及び平成30年度に展示企画を担当したパネル展示は、同施設の運営協議会(桶川市、新都市ライフホールディング

ス、丸善雄松堂)が主催する連続講座の関連イベントとして、同施設共有スペースを会場に開催したものである。当館は同協議会からの依頼により展示企画を担当した。パーティションを設置し、写真と解説文で構成した原稿をフレームに入れて展示パネルとした。

①「日本鉄道会社と桶川」(平成29年10月7日(土)～10月20日(金))は、全4回の連続講座「埼玉の歴史を知る～太古から現代まで～」の第3回の講座「日本鉄道会社と桶川」(平成29年10月14日開催、講師当館館長杉山正司(当時))に合わせ、その前後に会期を設定し開催した。桶川市歴史民俗資料館、県立さきたま史跡の博物館、当館、県立自然の博物館の職員が講師を務め、あわせて各回のテーマに関連したパネル展示を、それぞれの館が企画したものである。当館が企画したパネル展示では「日本鉄道会社と桶川」をテーマに明治期における日本鉄道会社線(現JR高崎線及び東北本線)の敷設の過程を概観し、地元桶川との関わりに着目し、あわせて当館の機能、大規模改修工事とリニューアルを広報するパネルで構成したものである。B2判パネル2枚、B3判パネル13枚を使用した(写真3)。

「1 日本鉄道会社の創立」では当館収蔵古文書で日本鉄道会社の創立及び出資者の募集について述べ、また県立熊谷図書館収蔵の鉄道敷設に使用された機関車の写真で建設工事について、県立歴史と民俗の博物館収蔵の錦絵で日本鉄道会社線の開業について述べた。

「2 桶川に駅がやってきた!」では、展



写真3 「日本鉄道会社と桶川」展示風景

示の開催地である桶川地域に着目して、日本鉄道会社線と桶川の関係に焦点をあてた。

当館収蔵の明治16年に作成された地図（陸軍迅速測図原図）の複製版の写真を使用して、鉄道開業当時の桶川宿の地理的な状況について述べ、当館収蔵公文書によって桶川駐車場の位置の決定や宿場から停車場までのアクセス道路敷地の献納について述べた。また当館が収蔵する埼玉新聞社撮影戦後報道写真のなかから、桶川駅を撮影した写真を使用し、往年の風景を紹介した。

「3 埼玉県立文書館のリニューアル」では当館の沿革や事業について紹介するとともに、進行中であった大規模改修工事と改修工事中の閲覧サービスやイベント開催について紹介した。

②「明治150年 埼玉の明治維新」（平成30年7月14日（土）～8月4日（土）もまた、同名の講演会（平成30年8月5日開催、講師当館学芸員木村遼之）に関連する事業として開催したものである。この企画のもとをたどると、平成29年度に埼玉県が製作した短編映画「明治150年 埼玉の明治維新」（埼玉県2018年）の制作にあたって、当館がシナリオの作成、資料の提供、座談会への出演などの協力を行ったことにある。その成果を講演会やパネル展示に活用したものである。パネル展示は「明治150年 埼玉の明治維新」をテーマに前述の短編映画の構成を基本として、現在の埼玉県域における幕末から明治維新にかけての歴史の流れを写真と解説文を組み合わせたパネルで構成したものである。B2判パネル3枚、B3判パネル18枚を使用した。

展示の構成は「はじめに」に加え、以下の7つのセクションとした。「1 黒船が開けた幕末の扉」、「2 攘夷の嵐と武蔵国埼玉」、「3 中山道をゆく一和宮降嫁」、「4 武州世直し一揆」、「5 維新の波」、「6 埼玉県の誕生とそのあゆみ」、「7 産業の発展と文明開化」そして関連年表と文書館の紹介を行うセクションを加えた。現在の埼玉県域全体の幕末維新时期及び明治期の歴史を対

象とした構成としたが、とくに開催地の桶川市に関しては、幕末における公武合体の動きのなかで行われたいわゆる和宮降嫁のさいに和宮の宿所となった桶川宿本陣を採り上げた。

以上、平成29年度・30年度に OKEGAWA hon プラス+で開催したパネル展示について概観してきた。この2つのパネル展示は自治体が設置し、民間企業に管理運営を委託する施設の依頼によって開催したものである。今回の連携の事例は、そうした地域の施設が、当館のような機関による地域史に関する専門知識に裏づけられた講座や展示といった内容を求めている現状の現れといえよう。そうしたニーズに応えるためにも地域に関する知を調査し、蓄積するセンターとしてのアーカイブズの機能を充実・発展させていくことは今後ますます重要になっていくだろう。

また当館にとってはショッピングセンター内の施設を会場とすることで、多様な観覧者層にリーチすることができたという点でメリットがあったといえる。このような場合には博物館における展示で求められる水準に比して温湿度、防犯・防災等の展示環境が十分でない場合もあるが、パネル展示という形式を採用することで、そうした問題を解決することができる。連携する機関の事情に応じた企画・形式を選択することで連携のメリットを最大化することができるのである。

5 展示によって何ができるか

（1）アーカイブズから歴史像を発信する
当館の業務の一つに、地域の歴史に関するレファレンスがある。新聞社や放送局などのマスメディアから記事や番組作成のために地域史についての確認、史料や写真素材の提供を要請され、あるいはコメントを求められることがある。また県民から一般的なものから専門的なものまで地域史に関する問い合わせが寄せられる。埼玉県庁の代表電話に歴史に関する問い合わせがあった場合も文書館が対応することが多い。当館の場合、『新編埼玉県史』を編さんした県史編さん室の業務を引

き継いだという経緯が背景にあるが、本県の歴史に関する専門機関として認識されているのである。

公文書館法にはアーカイブズの目的として「歴史資料等として重要な公文書等」に関連する調査研究が挙げられているし、当館の管理規則にも調査研究が業務として明記されている。しかし現状をみれば、予算措置、業務内容、組織の認識などの諸側面からみても十分に行われているわけではない。しかしそうした調査研究がなされなければ、現在のニーズに応えるための資源は、かつて『新編埼玉県史』の編さんなどを通して蓄積された成果などの過去の遺産に頼らざるを得ないことになる。実際のレファレンスの際にはそうした過去の刊行物を参考することが多い。その知は多数の人々が長期間をかけて形成してきたものだが、現在の歴史学の進展にそぐわない、あるいはニーズに応えられないこともある。

だから、前述のようなアーカイブズへの期待に応えるためには、絶えざる歴史像の更新が必要なのである。歴史像は史料にもとづく実証的なものであらねばならないことは自明であるが、それぞれの時代の歴史に関する関心は一樣ではなく、また新史料の発見や研究の進展によって歴史像はバージョンアップされる必要がある。また従来研究の進んでいない現代史への取り組みも必要であろう。それぞれの時代の課題に応じた継続的な調査研究が求められるのである。

「2」で述べたように、当館では「導入展示」の考え方で展示を実施してきた一方で、新たな歴史像を提示する企画性の高い展示も実施してきた。そしてそのような展示を通じて調査研究が進展してきたのである。前述のような現在のニーズをふまえば「導入展示」とどまらず、収蔵文書からどのような歴史像を導き出せるのかということを示唆、発信していく手段として展示を活用していくことが重要であろう。この公文書、古文書や地図などの文書を組み合わせた歴史像を提示できるという点が、図書館や博物館と比較し

たとき、アーカイブズの特徴といえよう。

アーカイブズにおける展示は、そうした歴史像の形成のための里程碑となることができる。

(2) 展示における他機関連携

そうした歴史像は「4」で述べたように、他機関と連携することでより広範囲への発信が可能である。本稿で述べてきた事例は、当館の大規模改修工事に伴うアウトリーチの強化のなかで行われたものであったが、その効用について確認する機会となった。

外部の機関と連携して展示を開催することにより、アーカイブズの利用者層以外の人々にリーチすることができ、利用者層の拡大を見込むことができる。また同時に地域史への理解を深めてもらうこともできる。連携する外部機関が博物館施設であれば文書の展示にふさわしい環境を活用することができるので原文書の展示も可能である。歴史博物館であればそれぞれのコレクションの個性を生かし、相乗効果を生む展示が可能であろうし、美術館など他分野の博物館との連携も企画次第によっては意外で驚きのある企画になるのではないだろうか。

連携する機関は必ずしも博物館施設でなくともよい。史料の画像で構成したパネルを使用すれば、ショッピングセンター、駅、街頭でも展示が可能である。警備の負担なども減らすことができる。

アーカイブズの展示室では、画像だけでは得ることのできない情報を含む原文書によって構成する展示を開催し、場合に応じて館外でのパネル展示など複製資料を使用した展示も検討するというふうに、目的に応じて手段を使い分けることで、より多くの観覧者を獲得し、多様な層にアーカイブズを認知してもらうことができるのではないだろうか。

(3) むすびにかえて

以上のように当館の展示事業について整理し、考察を加えてきた。

アーカイブズにおける展示には地域の歴史像の形成の成果を広く公開する手段としての

機能がある。埼玉県では埼玉県地域史料保存活用連絡協議会を拠点として、各自治体において自治体編さん事業を地域文書館の設立につなげようとする運動が展開され、いくつかの自治体で文書館機能をもつ施設が設立されてきた。自治体史編さんが平成の大合併を経て新たに行われている例もあるが、自治体史編さんによって調査・収集された文書が保存・活用される段階へと移行しつつある状況であるといえよう。その一方で地域社会が流動化し、県内でもかつての自治体史編さんで調査・収集された古文書の約3割が所在不明となっているなど、文書の散逸が進行している状況がある⁽¹⁹⁾。

アーカイブズにはそうした状況のなかで文書を保存・活用すると同時に、さきに触れたように、そのような機能を越えて地域の歴史像を形成し、発信していく社会的な機能を果たすことが求められている。歴史像を発信していくことを通じて、「3」で触れたように展示によって文書の所蔵者の文書に対する意識に影響を与えることができるし、また観覧者に対して地域史やその歴史像の源泉となる文書への関心を喚起することもできるだろう。換言すれば、展示を通じてアーカイブズが保存する文書の意義を明らかにすることができるのである。

文書の保存・活用の循環を、歴史像の形成・発信を通じて促進すること、アーカイブズにおける展示の意義はここにあるのではないだろうか。

註

- (1) アーカイブズにおける展示に関するこれまでの議論については、鈴木隆治「国立公文書館における利用の促進について—展示を中心に—」（平成29年度国立公文書館アーカイブズ研修Ⅲ修了研究論文、2018年）、柴田知彰「公文書館の展示力学に関する一試論」『歴史学研究』854、歴史学研究会、2009年で整理が行われている。
- (2) 前掲鈴木2018。
- (3) 白井哲哉「文書館普及活動における二つの試み」『文書館紀要』11、埼玉県立文書館、1998年

- (4) 井上麻依子「市民に向けた文書館普及活動への提案—埼玉県立文書館における普及活動の現状と課題から—」『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』3（通巻38）、国文学研究資料館、2007年。
- (5) 重田正夫「埼玉県立文書館における展示事業のあゆみ」『文書館紀要』20、埼玉県立文書館、2007年。
- (6) 条例及び管理規則は当館が刊行している『要覧』に掲載。
- (7) 「文書館沿革資料2」『文書館紀要』14、埼玉県立文書館、2001年。
- (8) 『要覧』34、埼玉県立文書館、2016年。『要覧』35、埼玉県立文書館、2017年。
- (9) 「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）。
- (10) 「国宝・重要文化財の公開に関する取り扱い要項」（平成8年7月12日文化庁長官裁定、平成30年1月29日改訂）。
- (11) 県令就任以前の吉田の経歴については、佐藤美弥「第三代埼玉県例・初代知事吉田清英の経歴について—県令任命までの歩み—」『文書館紀要』31、埼玉県立文書館、2018年。
- (12) 埼玉県編『新編埼玉県史 通史編5 近代1』埼玉県、1988年。
- (13) 埼玉県編『埼玉県行政史 第一巻』埼玉県、1989年。
- (14) 杉山正司「MLA連携へのアプローチ—Aの視点から—」『國學院雑誌』118（11）、國學院大學、2017年。
- (15) 新井浩文・大橋毅頭・関口真規子・高田智仁・中村陽平・根ヶ山泰史「平成30年度企画展「古文書 大公開！—みる・よむ・しらべる埼玉—」展示報告」『紀要』13、埼玉県立歴史と民俗の博物館、2019年。
- (16) 『要覧』35、埼玉県立文書館、2017年及び執筆時点での統計による。
- (17) 「図書館と大型書店を融合した文化・交流施設『OKEGAWA hon プラス+』10月1日（木）オープン」丸善雄松堂株式会社プレスリリース（2015年9月24日）。
- (18) 埼玉県地域史料保存活用連絡協議会編『地域文書館の設立に向けて』埼玉県地域史料保存活用連絡協議会、1987年。
- (19) 埼玉県地域史料保存活用連絡協議会第8次専門研究委員会編『第8次専門研究委員会報告書 自治体史編さん以降の地域史料管理』埼玉県地域史料保存活用連絡協議会、2018年。